

五監公告第9号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和元年6月3日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

2. 監査の対象

指定管理者 社会福祉法人 五泉市社会福祉協議会
【五泉市村松デイサービスセンター】

高齢福祉課（指定管理に関する事務の所管課）

3. 監査の範囲

平成30年度出納その他の事務の執行状況

4. 監査の実施期間

平成31年4月26日～令和元年5月22日

5. 監査の方法及び着眼点

公の施設管理に係る事務の執行、業務管理、運営状況が指定管理者制度導入の目的に沿い、適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行い、監査した。

また、所管課に対しては、指定管理者への指導管理は適切に行われているかどうかに関し主眼をおいて監査を実施した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

業務委託契約において、予定価格を定めていない事例や、業務仕様書を作成、提示し、見積もりを徴することがなされていない事例が多数見受けられる。

今後は経理規程等に基づき、適切な事務処理に努められたい。

また、自動ドアの保守点検業務委託において、伺では単年度契約としながら、交わした契約書は自動更新ができる条項があるもので契約が締結されている。

後年度予算の裏づけのない契約では、自動更新条項を設けられない。速やかに契約変更の対応をされたい。

(2) 所見

五泉市村松デイサービスセンターの事業運営について、前回監査実施時（平成26年度）の実績に対し、平成30年度は1日平均利用者数で3人の減、また利用料金で230万円余りの減額となった。近年デイサービス提供施設が新設されたことに影響するところも大きかったと考えられるが、今後もさまざまな方法で利用者増に努められるとともに、引き続き利用者に対して安全・安心なサービスが提供される施設として、運営されることを望むものである。

指定管理者制度は、市と指定管理者との相互信頼に基づいて官民協働により成り立っている。市においては、指定管理者との連携をより密にするとともに、モニタリング等を通じて協定書や業務仕様書の取り決めの履行状況、また事業計画書・収支計画書に記載された基本方針等の実施状況について確認を行い、適時的確な指導に努められたい。